

令和7年度

葛巻町水道水質検査計画

「命の源」である安心・安全な水の供給のために



ミルクとワインとクリーンエネルギーの町くずまき

令和7年度葛巻町水道水質検査計画(案)

葛巻町水道事業所

第1 水質検査計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

この計画は、水道法第1条の目的を達成するため、さらなる水道水質の安全性確保と、供給する水道水の適正な自己管理の強化を目指し、お客様が安心して利用できることを目的として、水道の水質検査を実施するにあたり、法令などにに基づき本計画を策定するものである。

また、この計画の策定については、皆様からのご意見をいただき計画に反映させるとともに、本計画に基づき実施される水質検査の結果についても、速やかに情報を公表するものとする。

2. 計画で定める事項

この計画で定める事項は、次のとおりとする。

- 1) 水質検査計画に関する基本方針
- 2) 定期の水質検査採水場所、検査項目、検査頻度及びその理由
- 3) 定期の水質検査項目を省略する場合の理由
- 4) 臨時の水質検査に関する事項
- 5) 水質検査を委託する場合の内容
- 6) その他水質検査の実施にあたり配慮すべき事項

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとし、以降については毎事業年度の開始前までに計画を策定し、当該計画の情報を皆様に提供するものとする。

第2 水質検査計画に関する基本方針

水道事業により供給される水道水が常に水質基準に適合し、衛生的に安全でかつ清浄な状態を保ち、使用に支障がないようにするため水質管理を行うものとし、水質管理の手段として適切に水質検査を実施するものである。

1. 採水場所は、第5のとおりとする。
2. 検査項目及び水質基準値は、第6による。
3. 検査の頻度は、水道法及び同施行規則の規定を基本とし、本町の水源特性を考慮し、第7及び第9のとおりとする。
4. 省略項目及びその理由は第8による。

第3 水道事業の概要

1. 配水区域関係

施設名	配水系	配水能力 (m ³ /日)	配 水 区 域
葛巻地区	田の沢	1,644	田の沢にある井戸から取水し、送水ポンプで大明神配水池に送水され配水池を経て四日市及び元町の一部から田代までの区域に配水されている。
江刈地区	荒沢口	292	荒沢口にある井戸から取水し、送水ポンプで荒沢口配水池に送水され配水池を経て畑及び荒沢口から山岸までの区域に配水されている。
	栗 山	522	追鍋沢付近の湧水を水源とし、導水管で栗山浄水池に導水され、配水池を経て山岸から泉田までの区域に配水されている。
	泉 田	374	大窪沢付近の湧水を水源とし、導水管で泉田浄水場に導水され、配水池を経て泉田から中村までの区域に配水されている。
	押田内	398	今待川付近の湧水を水源とし、導水管で押田内浄水場に導水され、配水池を経て中村から町営鳩岡住宅団地までの区域に配水されている。
西部地区	昼 沢	190	岩ノ下沢から取水し、導水管で西部浄水場に導水され、膜ろ過設備によりろ過され、配水池を経て岩ノ下から昼沢、小屋瀬、元木、土谷川の道の駅までの区域に配水されている。
山形川地区	大 石	97	大石にある井戸から取水し、送水ポンプで大石配水池に送水され、配水池を経て大石から田代までの区域に配水されている。
馬淵川地区	田 代	607	田代にある井戸から取水し、送水ポンプで田代配水池に送水され、配水池を経て田代から岩神までの区域に配水され、更に岩神配水池を経て下冬部まで配水されている。
星野地区	星 野	98	馬場にある井戸から取水し、送水ポンプで星野配水池に送水され、配水池を経て星野から馬場までの区域に配水され、更に送水ポンプで馬場配水池に送水され上馬場に配水されている。
江刈川地区	江刈川	198	高家領沢から取水し、導水管で江刈川浄水場に導水され、緩速ろ過後配水池を経て江刈川から元町の一部までの区域に配水されている。

施設名	配水系	配水能力 (m ³ /日)	配 水 区 域
戸草沢地区	戸草沢	16	水尻沢から取水し、導水管で戸草沢浄水場に導水され、緩速ろ過の後配水池を経て戸草沢から栴の木までの区域に配水されている。
鍋倉地区	鍋 倉	72	鍋倉にある井戸から取水し、送水ポンプで鍋倉配水池に送水され、配水池を経て横打から星野までの区域に配水されている。
上鍋倉地区	上鍋倉	30	上鍋倉にある井戸から取水し、送水ポンプで上鍋倉配水池に送水され、配水池を経て鍋倉開拓から鍋倉までの区域に配水されている。
上平地区	上 平	16	上平沢から取水し、導水管で上平浄水場に導水され、緩速ろ過の後配水池を経て上平に配水されている。
鷹ノ巣地区	鷹ノ巣	14	鷹ノ巣沢から取水し、導水管で鷹ノ巣浄水場に送水され、緩速ろ過の後配水池を経て鷹ノ巣に配水されている。

2. 給水状況（令和6年3月31日現在）

1) 給 水 区 域	葛巻町内
2) 世 帯 数	2, 628 世帯
3) 人 口	5, 356 人
4) 計 画 給 水 人 口	6, 240 人 (平成29年3月21日上水道事業の認可届出時の数値)
5) 給 水 人 口	5, 055 人
6) 普 及 率	94. 4 %
7) 計 画 1 日 最 大 給 水 量	4, 570 m ³ (平成29年3月21日上水道事業の認可届出時の数値)
8) 一 日 最 大 配 水 量	3, 268 m ³
9) 一 日 平 均 配 水 量	2, 488 m ³
10) 年 間 配 水 量	1, 192, 946 m ³
11) 上水道施設	1 施設
12) 認可・届出年月日	平成29年3月21日
13) 11)の内 旧簡易水道施設	7 施設
14) 11)の内 旧専用水道施設	3 施設
15) 11)の内 旧飲料水供給施設	2 施設

3. 導水・送水・配水管の状況

(単位：m)

	鋼 管	ダクタイル鋳鉄管	石綿セメント管	塩化ビニル管	そ の 他	計
導 水 管	150	465	450	1,395	3,045	5,505
送 水 管	1,678	4,435	0	711	984	7,808
配 水 管	1,743	23,653	5,633	58,719	50,636	140,384
計	3,571	28,553	6,083	60,825	54,665	153,697

4. 施設別概要

注: 令和6年3月31日現在の数値

項 目	葛巻地区(旧葛巻簡易水道)	江刈地区(旧江刈簡易水道)	西部地区(旧西部簡易水道)
給 水 開 始 年 月 日	昭和31年 4月 1日	昭和48年 4月 1日	平成21年12月28日
認 可・届 出 年 月 日	平成 4年 3月31日	昭和57年 8月27日	平成17年 3月 1日
計 画 給 水 人 口	3,790 人	3,870 人	480 人
現 在 給 水 人 口	2,077 人	1,504 人	378 人
給 水 区 域 面 積	4.7 Km ²	20.5 Km ²	3.9 Km ²
計 画 一 日 最 大 給 水 量	1,282 m ³	839 m ³	215 m ³
計 画 一 日 最 大 取 水 量	1,282 m ³	839 m ³	215 m ³
配 水 方 式	自然流下	自然流下	自然流下
配 水 池 数	8 基	5 基	4 基
総 管 路 延 長	20,250 m	52,892 m	22,358 m
原 水 種 別	浅井戸	浅井戸及び湧水	表流水
浄 水 方 法	塩素滅菌	塩素滅菌	膜ろ過

項 目	山形川地区(旧山形川簡易水道)	馬淵川地区(旧馬淵川簡易水道)	星野地区(旧星野簡易水道)
給 水 開 始 年 月 日	昭和57年 4月 1日	昭和52年 4月 1日	昭和53年 4月 1日
認 可・届 出 年 月 日	昭和55年 8月20日	昭和48年 8月30日	昭和52年 6月20日
計 画 給 水 人 口	386 人	2,400 人	250 人
現 在 給 水 人 口	89 人	591 人	95 人
給 水 区 域 面 積	5.3 Km ²	12.0 Km ²	2.6 Km ²
計 画 一 日 最 大 給 水 量	114 m ³	384 m ³	73 m ³
計 画 一 日 最 大 取 水 量	114 m ³	384 m ³	73 m ³
配 水 方 式	自然流下	自然流下	自然流下
配 水 池 数	2 基	2 基	2 基
総 管 路 延 長	10,351 m	25,740 m	4,372 m
原 水 種 別	浅井戸	浅井戸	浅井戸
浄 水 方 法	塩素滅菌	塩素滅菌	塩素滅菌

項 目	江刈川地区(旧江刈川簡易水道)
給 水 開 始 年 月 日	昭和63年 4月 1日
認 可・届 出 年 月 日	昭和61年 6月20日
計 画 給 水 人 口	270 人
現 在 給 水 人 口	104 人
給 水 区 域 面 積	2.1 Km ²
計 画 一 日 最 大 給 水 量	112 m ³
計 画 一 日 最 大 取 水 量	112 m ³
配 水 方 式	自然流下
配 水 池 数	2 基
総 管 路 延 長	5,620 m
原 水 種 別	表流水
浄 水 方 法	緩速ろ過

注:令和6年3月31日現在の数値

項 目	戸草沢地区(旧戸草沢専用水道)	鍋倉地区(旧鍋倉専用水道)	上鍋倉地区(旧上鍋倉専用水道)
給 水 開 始 年 月 日	昭和42年10月 3日	昭和46年 4月 1日	昭和54年 3月
認 可・届 出 年 月 日	平成14年 9月24日	平成14年 9月24日	平成14年 9月24日
計 画 給 水 人 口	160 人	99 人	82 人
現 在 給 水 人 口	39 人	76 人	35 人
給 水 区 域 面 積			
計 画 一 日 最 大 給 水 量	32 m ³	25 m ³	31 m ³
計 画 一 日 最 大 取 水 量	32 m ³	25 m ³	31 m ³
配 水 方 式	自然流下	自然流下	自然流下
配 水 池 数	1 基	1 基	1 基
総 管 路 延 長	2, 277 m	3, 603 m	2, 416 m
原 水 種 別	表流水	浅井戸	浅井戸
浄 水 方 法	緩速ろ過	塩素滅菌	塩素滅菌

項 目	上平地区(旧上平飲料水供給施設)	鷹ノ巣地区(旧鷹ノ巣飲料水供給施設)
給 水 開 始 年 月 日	昭和50年 4月 1日	昭和44年 4月 1日
認 可・届 出 年 月 日		
計 画 給 水 人 口	66 人	97 人
現 在 給 水 人 口	28 人	39 人
給 水 区 域 面 積		
計 画 一 日 最 大 給 水 量	14. 7 m ³	14. 6 m ³
計 画 一 日 最 大 取 水 量	14. 7 m ³	14. 6 m ³
配 水 方 式	自然流下	自然流下
配 水 池 数	1 基	1 基
総 管 路 延 長	2, 110 m	1, 708 m
原 水 種 別	表流水	表流水
浄 水 方 法	緩速ろ過	緩速ろ過

第4 原水の状況

施設名	配水系	原水の状況
葛巻地区	田の沢	水源は地下水であるため水量の変化は少なく、各種汚染原因に対して影響を受けにくい。
江刈地区	荒沢口	水源は地下水であるため水量の変化は少なく、各種汚染原因に対して影響を受けにくい。
	栗山	水源は湧水であるため水量の変化は少なく、各種汚染原因に対して影響を受けにくい。
	泉田	水源は湧水であるため水量の変化は少なく、各種汚染原因に対して影響を受けにくい。
	押田内	水源は湧水であるため水量の変化は少なく、各種汚染原因に対して影響を受けにくい。
西部地区	昼沢	水量は渇水期に於いても計画取水量を満たしており、安定している。 水質は膜ろ過施設により安全を保っている。
山形川地区	大石	水源は地下水であるため水量の変化は少なく、各種汚染原因に対して影響を受けにくい。
馬淵川地区	田代	水源は地下水であるため水量の変化は少なく、各種汚染原因に対して影響を受けにくい。
星野地区	星野	水源は地下水であるため水量の変化は少なく、各種汚染原因に対して影響を受けにくい。
江刈川地区	江刈川	水量の変化はなく、水質はろ過施設により安全を保っている。
戸草沢地区	戸草沢	水量の変化はなく、水質はろ過施設により安全を保っている。
鍋倉地区	鍋倉	水源は地下水であるため水量の変化は少なく、各種汚染原因に対して影響を受けにくい。
上鍋倉地区	上鍋倉	水源は地下水であるため水量の変化は少なく、各種汚染原因に対して影響を受けにくい。
上平地区	上平	水量の変化はなく、水質はろ過施設により安全を保っている。
鷹ノ巣地区	鷹ノ巣	水量の変化はなく、水質はろ過施設により安全を保っている。

第5 採水場所

施設名	配水系	原水採水場所	浄水採水場所
葛巻地区	田の沢	田の沢取水井戸	[田代1]
江刈地区	荒沢口	荒沢口取水井戸	[車 門]
	栗 山	栗山浄水池原水導水管	[五日市]
	泉 田	泉田浄水池原水導水管	[寺 沢]
	押田内	押田内浄水池原水導水管	[岩 脇]
西部地区	昼 沢	昼沢浄水池原水導水管	[昼 沢]
山形川地区	大 石	大石取水井戸	[田代2]
馬淵川地区	田 代	田代取水井戸	[下冬部]
星野地区	星 野	馬場取水井戸	[星 野]
江刈川地区	江刈川	江刈川浄水池原水導水管	[岩瀬張]
戸草沢地区	戸草沢	戸草沢浄水池原水導水管	[柁の木]
鍋倉地区	鍋 倉	鍋倉取水井戸	[鍋 倉]
上鍋倉地区	上鍋倉	上鍋倉取水井戸	[上鍋倉]
上平地区	上 平	上平浄水池原水導水管	[上 平]
鷹ノ巣地区	鷹ノ巣	鷹ノ巣浄水池原水導水管	[鷹ノ巣]

※浄水採水場所の選定は、配水系統を代表できる箇所とした。

第6 検査項目及び水質基準(厚生労働省令第174号より抜粋)

番号	項 目	基 準 値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100個以下であること。
2	大腸菌	検出されないこと。
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下であること。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び	0.04mg/L以下であること。
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。
20	ベンゼン	0.01mg/L以下であること。

21	塩素酸	0.6mg/L以下であること。
22	クロ酢酸	0.02mg/L以下であること。
23	クロホルム	0.06mg/L以下であること。
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。
26	臭素酸	0.01mg/L以下であること。
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下であること。
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。
32	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。
33	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。
34	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。
35	銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。
36	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。
37	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。
38	塩化物イオン	200mg/L以下であること。
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下であること。
40	蒸発残留物	500mg/L以下であること。
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下であること。
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下であること。
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。
45	フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下であること。
47	PH値	5.8以上、8.6以下であること。
48	味	異常でないこと。
49	臭気	異常でないこと。
50	色度	5度以下であること。
51	濁度	2度以下であること。

第7 箇所別検査項目及び検査頻度

施設名	配水系	原水	浄水				備考
			年1回	年3回	年8回	超過項目等 (省略不可23以外)	
葛巻地区							
	田の沢	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	40	指標菌検査 年4回 クリプト・ジアルジア検査 年1回
江刈地区							
	荒沢口	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	40	指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルジア検査 年4回
	栗山	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目		指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルジア検査 年4回
	泉田	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目		指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルジア検査 年4回
	押田内	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目		指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルジア検査 年4回
西部地区							
	屋沢	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目		指標菌検査 年1回 クリプト・ジアルジア検査 年1回
山形川地区							
	大石	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目		指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルジア検査 年4回
馬淵川地区							
	田代	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	39・40	指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルジア検査 年4回
星野地区							
	星野	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	39・40	指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルジア検査 年4回
江刈川地区							
	江刈川	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目		指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルジア検査 年4回
戸草沢地区							
	戸草沢	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	6	指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルジア検査 年4回
鍋倉地区							
	鍋倉	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目		指標菌検査 年4回 クリプト・ジアルジア検査 年1回
上鍋倉地区							
	上鍋倉	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目		指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルジア検査 年4回
上平地区							
	上平	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目		指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルジア検査 年4回
鷹ノ巣地区							
	鷹ノ巣	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目		指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルジア検査 年4回

注1) 上表のうち、「超過項目等(省略不可23項目以外)」欄の番号は、水質基準項目番号で表示した。

第8 省略項目及びその理由

番号	項 目	理 由
3	カドミウム及びその化合物	鉱山、工場等の施設は無く、過去3年間に於いて検出されていない。
4	水銀及びその化合物	温泉、工場等の施設は無く、過去3年間に於いて検出されていない。
5	セレン及びその化合物	鉱山、工場等の施設は無く、過去3年間に於いて検出されていない。
6	鉛及びその化合物	過去3年間で基準値の1/5を超えているので一部実施する。
7	ヒ素及びその化合物	温泉、工場等の施設は無く、過去3年間に於いて検出されていない。
8	六価クロム化合物	工場等は無く、過去3年間に於いて検出されていない。
12	フッ素及びその化合物	過去3年間に於いて検出されていない。
13	ホウ素及びその化合物	工場等は無く、過去3年間に於いて検出されていない。
14	四塩化炭素	過去3年間に於いて検出されていない。
15	1,4-ジオキサン	過去3年間に於いて検出されていない。
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び	樹脂原料等の使用は無く、過去3年間に於いて検出されていない。
17	ジクロロメタン	過去3年間に於いて検出されていない。
18	テトラクロロエチレン	過去3年間に於いて検出されていない。
19	トリクロロエチレン	過去3年間に於いて検出されていない。
20	ベンゼン	染料、石油成分等は存在せず、過去3年間に於いて検出されていない。
32	亜鉛及びその化合物	鉱山、工場等及び亜鉛管の使用は無く、過去3年間に於いて検出されていない。
33	アルミニウム及びその化合物	鉱山、工場等及び亜鉛管の使用は無く、過去3年間に於いて検出されていない。
34	鉄及びその化合物	過去3年間に於いて検出されていない。
35	銅及びその化合物	鉱山、工場等の施設は無く、過去3年間に於いて検出されていない。
36	ナトリウム及びその化合物	海水、工場等は無く、過去3年間に於いて検出されていない。
37	マンガン及びその化合物	過去3年間に於いて検出されていない。
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	過去3年間で基準値の1/5を超えているので一部実施する。
39	蒸留残留物	過去3年間で基準値の1/5を超えているので一部実施する。
41	陰イオン界面活性剤	過去3年間に於いて検出されていない。
42	ジェオスミン	過去3年間で一部の原水から検出されている。
43	2-メチルイソボルネオール	過去3年間で一部の原水から検出されている。
44	非イオン界面活性剤	過去3年間に於いて検出されていない。
45	フェノール類	工場及び産業廃棄物施設からの混入は無く、過去3年間に於いて検出されていない。

注1) 鉛及びその化合物については、過去3年間に於いて基準値の1/5を超えている戸草沢について年4回実施する。

注2) カルシウム、マグネシウム等(硬度)については、過去3年間に於いて基準値の1/5を超えている星野について年4回実施する。

注3) 蒸留残留物については、過去3年間に於いて基準値の1/5を超えている田の沢、荒沢口、田代、星野について年4回実施する。

注4) 指標菌検査については、下記基準により実施する。

ろ過設備有・濁度監視有・・・西部地区

指標菌検査とクリプトスポリジウム・ジアルジア検査を年1回実施する。

ろ過設備有・濁度監視無・・・江刈川地区、戸草沢地区、上平地区、鷹ノ巣地区

指標菌検査を年12回、クリプトスポリジウム・ジアルジア検査を年4回実施する。

ろ過設備無・過去に検出無・・・葛巻地区、鍋倉地区

指標菌検査を年4回、クリプトスポリジウム・ジアルジア検査を年1回実施する。

ろ過設備無・過去に検出有・・・江刈地区(荒沢口)(栗山)(泉田)(押田内)、山形川地区、馬淵川地区、星野地区、上鍋倉地区

指標菌検査を年12回、クリプトスポリジウム・ジアルジア検査を年4回実施する。

第9 検査の時期

1. 浄水全項目検査は、8月とする。
2. 原水全項目検査は、7月とする。
3. 省略不可23項目は、5月及び11月並びに2月とする。
4. 省略不可9項目検査は、上記以外の毎月とする。
5. 指標菌検査については、上記1から4と同時に実施する。

第10 臨時の水質検査

原因不明の水質の変化及び配水池等に異常が発生した場合には、必要に応じて臨時の水質検査を実施するものとする。

また、葛巻町水道事業給水条例第21条第1項による請求があったときには、速やかに検査を行いその結果を請求者に通知するものとする。

第11 水質検査の実施方法

全項目について、水道法第20条による厚生労働大臣の登録機関に委託するものとする。ただし、色、濁り、臭味、残留塩素については、建設水道課水道事業所の職員が毎日実施するものとする。

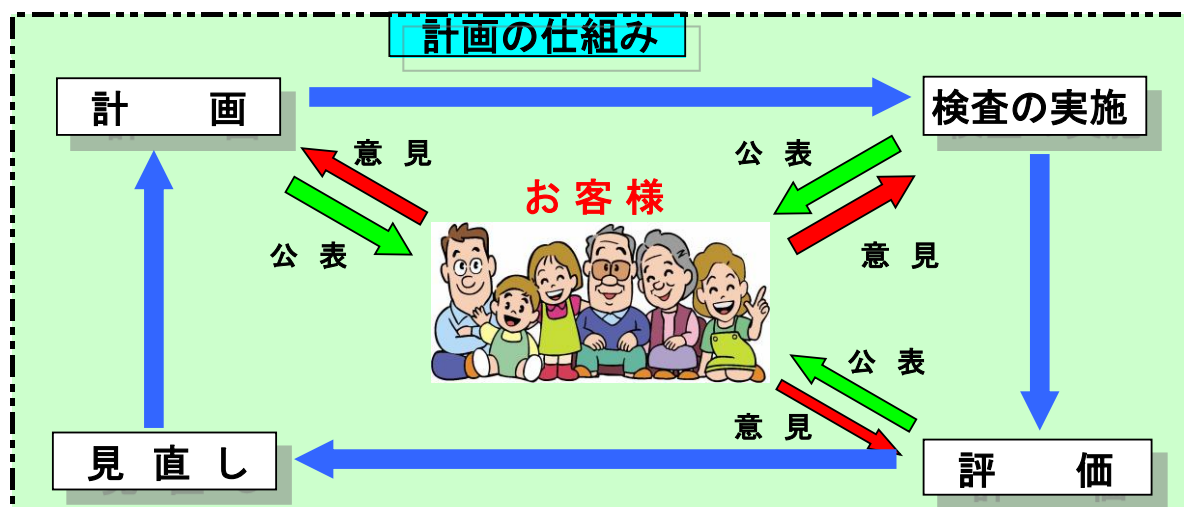
第12 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果については、葛巻町のホームページにおいて公表するものとする。また、お客様からのご意見については、電話及びFAX並びにメール等において募集するものとする。

第13 水質検査計画及び検査結果の公表

検査の結果は、過去の検査結果と比較し、次年度以降重点的に行う検査項目について決定すると共に安全性の向上を目指して検査の頻度、採水地点等の見直しを行うものとする。

また、必要に応じて検査の省略等も同様とする。



1. 病原性微生物に関する項目(一般細菌、大腸菌)

- 1) 常に基準値と照合する。
- 2) 基準値を超えている場合は、ただちに所要の措置をとる。

2. シアン化物イオン及び塩化シアン並びに水銀、水銀化合物。

- 1) 常に基準値と照合する。
- 2) 基準値を超えている場合は、ただちに所要の措置をとる。

3. その他の項目

- 1) 基準値を超えている場合は、原因の究明を行い、低減対策を講ずる。
- 2) 所要の措置をとった後は、再検査を行う。
- 3) 基準項目に関しては、データの集積と統計的手法を用い代表値(平均値、中央値、標準偏差値)をもって評価し、今後の水質管理に資するものとする。

第14 農薬に係る水質検査について

1. 厚生労働省の提言

- 1) 「厚生労働省生活環境水道部会」の水質管理専門部会では、検討すべき対象農薬の選定にあたり、以下に示す要件を満たすものを候補とすることを提言している。

- ① 国内推定出荷量をADI(1日最大摂取量)で除した数値の除草剤及び殺虫剤、殺菌剤において、それぞれ上位30位までに入る農薬。
- ② 国内推定出荷量が上位30位までに入る農薬。
- ③ その他、過去の経過等から注意すべき農薬。

- 2) さらに上記候補を測定方法の観点及び検出状況の観点から下記の3群に分類している。

第1候補群 測定方法があり、かつ国内推定量が50トン以上あることから、水道原水で検出されるおそれがあるもの。ただし、50トン未満の農薬であっても現に検出されていれば第1候補群に含める。

第2候補群 現在のところ水道水に適した測定方法はないが、国内推定出荷量が50トン以上あることから、推定すれば検出されるおそれがあるもの。

第3候補群 国内推定出荷量が50トン未満であり、推定しても検出されるおそれがないもの。

水道管理専門部会では、「検討対象農薬として、上記のうち第1候補群とする。ただし、第2候補群については、測定方法を確立した時点で検討対象農薬とする。」としている。

2. 測定農薬の選定

関係機関と緊密な情報交換を実施し、検出されるおそれがある場合は、速やかに検査するものとする。

第15 農薬に係る水質検査について

水源及びその他で、災害や水質事故等が発生もしくは発生のおそれがある場合は、水質検査受託業者及び岩手県県央保健所並びに岩手県環境生活部県民くらしの安全課等と連携し、適切な対応を早急の実施するものとする。

「水質検査計画」へのご意見を募集しております。
令和7年4月11日までの間受け付けております。

☆ 水道水質・検査等水に関するお問い合わせは

〒028-5495

岩手郡葛巻町葛巻第16地割1番地1
葛巻町 水道事業所

TEL 0195-65-8987(直通)

FAX 0195-66-2468

E-mail

kuzumaki0702@town.kuzumaki.lg.jp